

佐藤ゆうこ理事に対する問責決議

本年6月22日の議会運営委員会において、会派間の交渉を担うには不適切であるとして佐藤ゆうこ議員に対する理事不信任動議が可決された。それから2か月以上経過した現在も、同議員は、議会運営委員会理事の職にとどまり続けている。

そのような中、8月20日付で減税日本ナゴヤから、令和元年9月20日の都市消防委員会で行った伊勢湾台風をめぐる極めて不適切な発言により同会派を離団した前田えみ子議員の団員加入届が提出された。当該加入届の提出に当たり、佐藤ゆうこ議員は、前田えみ子議員は社会的な制裁を受け、深く反省していると述べるなど、自らの都合を優先させ、被災された方々の気持ちを逆なでするような発言を行った。この発言等を受け、かつて抗議文を提出した被災学区から再び議長宛ての抗議文が提出され、「被災者不在の裏切り行為」、「市民の議会不信を増幅しかねない許されざる行為」などの非常に重い言葉が名古屋市会に投げかけられるに至った。

その後、8月27日の議会運営委員会において、伊勢湾台風襲来の日を目前に控える8月20日というタイミングでの前田えみ子議員の復団は、佐藤ゆうこ議員の呼びかけによるものであることが明らかとなり、さらに、議会運営委員会の他の減税日本ナゴヤ所属委員が、復団の前に抗議文を提出した被災学区へ謝罪に赴くべきだったと発言する中で、佐藤ゆうこ議員だけが、復団と被災学区への謝罪の順番については、時としてどちらが正しいというのではないときもある旨の発言をするなど、同会派において佐藤ゆうこ議員が前田えみ子議員の復団に主導的役割を担っていたことがうかがい知れた。

このような佐藤ゆうこ議員の言動は、伊勢湾台風で被災された方々の心情を再び大きく傷つけるとともに、名古屋市会の名誉を著しく毀損するものであり、同議員が議会運営委員会理事という重責の任にないことは疑いの余地がない。

さらに、6月22日の議会運営委員会で行われた増田成美議員による委員外議員の発言に関し、佐藤ゆうこ議員は、議会運営委員会に先立って開催された同理事会において、増田成美議員から、離団及び会派結成に伴い発言時間、議席等を改めて同理事会で協議することになった件について「陳謝と経緯」の説明をしたいとの申し出があり、これを許可することを自らも同席の上で確認していた。それにもかかわらず、7月5日の議会運営委員会において、佐藤ゆうこ議員は、同理事会であらかじめ確認したとおりの議事運営を行った議会運営委員長に対し、増田成美議員に「経緯」まで発言させたことに責任があると糾弾した。このようなあらかじめ同理事会で確認したことを自らの都合でほごにしようとする佐藤ゆうこ議員の発言・態度は、会派間の協議を通じて円滑な議会運営を目指している議会運営委員会及び同理事会を冒瀆し、円滑な議会運営を著しく損なう不適切な行為であり、断じて許されるものではない。

このような事態が、佐藤ゆうこ議員に対する理事不信任動議が可決された以降も続いていることに鑑みると、同議員は議会運営委員会理事として不適格であると断ぜざるを得ず、このまま同議員が議会運営に係る協議に参加し続ければ、名古屋市会の混乱が続くのは必至と考えられる。

よって、名古屋市会は、佐藤ゆうこ理事に対し、猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和3年9月10日

名古屋市会